

議案第46号

羽曳野市公園条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年6月3日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

羽曳野市内の公園の管理を指定管理者に行わせることができるよう規定整備を行うほか所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市公園条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市公園条例(昭和 53 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第 6 章 雑則(第 36 条－第 42 条) 」を

「第 6 章 指定管理(第 36 条－第 38 条)

第 7 章 雑則(第 39 条－第 45 条) 」に改める。

第 22 条第 2 項中「テニスコート及び学習室」を「有料施設(駐車場を除く。)」に改める。

第 23 条第 4 項を削る。

第 42 条を第 45 条とする。

第 41 条中「第 36 条」を「第 39 条」に改め、同条を第 44 条とする。

第 40 条中「又は公園施設」を「若しくは公園施設」に、「を検査させ」を「について検査させ」に改め、同条を第 43 条とする。

第 39 条を第 42 条とし、第 36 条から第 38 条までを 3 条ずつ繰り下げる。

第 6 章を第 7 章とする。

第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章 指定管理

(指定管理者による管理)

第 36 条 市長は、都市公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号)第 2 条第 2 号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(1) 都市公園(都市公園に設置する有料施設を含む。)の維持管理に関する業務

(2) 次条の規定により読み替えて適用する第 3 条第 1 項の承認及び第 4 条第 1 項の規定による承認の取消し並びに行為の制限及び停止に関する業務

(3) 次条の規定により読み替えて適用する第 12 条の規定による承認の取消し、効力

の停止及び条件の変更並びに行為の中止、原状回復及び退去の命令に関する業務

(4) 次条の規定により読み替えて適用する第 21 条第 1 項及び第 23 条第 1 項ただし書の承認並びに第 24 条第 1 項の規定による取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者による管理を行う場合の読替え)

第 37 条 前条第 1 項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 条の見出し	許可	承認
第 3 条	市長	指定管理者
	許可	承認
第 4 条の見出し	許可	承認
第 4 条第 1 項	市長	指定管理者
	許可	承認
第 4 条第 2 項	市長	市長及び指定管理者
	許可	承認
第 6 条	又は第 3 条第 1 項の許可	の許可又は第 3 条第 1 項の承認
	使用	利用
第 12 条	市長	指定管理者
	許可	承認
第 20 条の見出し及び同条第 1 項	使用	利用
第 20 条第 2 項	使用時間	利用時間
第 21 条の見出し	使用の許可	利用の承認
第 21 条第 1 項及び第 2 項	使用	利用
	市長	指定管理者
	許可	承認
第 21 条第 3 項	市長	指定管理者

	許可	承認
第 22 条の見出し	使用制限	利用制限
第 22 条第 1 項及 び第 2 項	市長	指定管理者
	使用を許可	利用を承認
第 23 条の見出し	目的外使用	目的外利用
第 23 条第 1 項	許可	承認
	使用者	利用者
	使用	利用
	市長	指定管理者
第 23 条第 2 項	市長	指定管理者
	許可	承認
	使用者	利用者
第 23 条第 3 項	許可	承認
	使用後	利用後
第 24 条の見出し	使用許可	利用承認
	使用	利用
第 24 条第 1 項	市長	指定管理者
	使用者	利用者
	許可	承認
	使用	利用
第 24 条第 2 項	市長	市長及び指定管理者
	使用条件	利用条件
	許可	承認
	使用者	利用者
第 25 条第 2 項及 び第 26 条第 1 項	許可	承認
第 26 条第 2 項	使用が	利用が
第 39 条の見出し	許可	承認
第 39 条	第 3 条第 1 項及び第 29 条第 1	第 37 条の規定により読み替え

	項並びに法第5条第1項及び第6条第1項の許可	て適用する第3条第1項の承認
--	------------------------	----------------

(利用料金)

第38条 市長は、第36条第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者に有料施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、有料施設を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表第1に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも同様とする。
- 4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 5 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表第1中「第25条関係」を「第25条、第38条関係」に、「使用単位」を「単位」に、「使用料」を「料金」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 本市の区域外に住所(法人にあってはその事務所の所在地)を有する者に係るテニスコートの使用料は、本表に掲げる使用料の額の2倍の額とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

羽曳野市公園条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 省略</p> <p>第6章 指定管理(第36条～第38条)</p> <p>第7章 雑則(第39条～第45条)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第21条 省略 (使用制限)</p> <p>第22条 1 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、暴対法第2条第2号に規定する暴力団の利益になるときは、市長は、別表第1に掲げる有料施設(駐車場を除く。)の使用を許可してはならない。 (目的外使用の制限)</p> <p>第23条 1～3 省略</p> <p>第24条～第35条 省略</p> <p>第6章 指定管理 (指定管理者による管理)</p> <p>第36条 市長は、都市公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年羽曳野市条例第30号)第2条第2号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。</p> <p>(1) 都市公園(都市公園に設置する有料施設を含む。)の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 次条の規定により読み替えて適用する第3条第1項の承認及び第4条第1項の規定による承認の取消し並びに行為の制限及び停止に関する業務</p> <p>(3) 次条の規定により読み替えて適用する第12条の規定による承認の取消し、効力の停止及び条件の変更並びに行為の中止、原状回復及び退去</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 省略</p> <p>第6章 雑則(第36条～第42条)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第21条 省略 (使用制限)</p> <p>第22条 1 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、暴対法第2条第2号に規定する暴力団の利益になるときは、市長は、別表第1に掲げるテニスコート及び学習室の使用を許可してはならない。 (目的外使用の制限)</p> <p>第23条 1～3 省略</p> <p>4 第1項ただし書の許可を受けた者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長が当該義務を執行し、その費用を当該者から徴収する。</p> <p>第24条～第35条 省略</p>

の命令に関する業務

(4) 次条の規定により読み替えて適用する第21条第1項及び第23条第1項ただし書の承認並びに第24条第1項の規定による取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者による管理を行う場合の読替え)

第37条 前条第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす
る。

<u>第3条の見出し</u>	<u>許可</u>	<u>承認</u>
<u>第3条</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>
	<u>許可</u>	<u>承認</u>
<u>第4条の見出し</u>	<u>許可</u>	<u>承認</u>
<u>第4条第1項</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>
	<u>許可</u>	<u>承認</u>
<u>第4条第2項</u>	<u>市長</u>	<u>市長及び指定管理者</u>
	<u>許可</u>	<u>承認</u>
<u>第6条</u>	<u>又は第3条第1項の許可</u>	<u>の許可又は第3条第1項の承認</u>
	<u>使用</u>	<u>利用</u>
<u>第12条</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>
	<u>許可</u>	<u>承認</u>
<u>第20条の見出し及び同条第1項</u>	<u>使用</u>	<u>利用</u>
<u>第20条第2項</u>	<u>使用時間</u>	<u>利用時間</u>
<u>第21条の見出し</u>	<u>使用の許可</u>	<u>利用の承認</u>
<u>第21条第1項及び第2項</u>	<u>使用</u>	<u>利用</u>
	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>
	<u>許可</u>	<u>承認</u>
<u>第21条第3項</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>

第22条の見出し	許可	承認
第22条第1項及び第2項	使用制限 市長 使用を許可 目的外使用	利用制限 指定管理者 利用を承認 目的外利用
第23条第1項	許可 使用者 使用 市長	承認 利用者 利用 指定管理者
第23条第2項	市長 許可 使用者 許可 使用後	指定管理者 承認 利用者 承認 利用後
第24条の見出し	使用許可 使用	利用承認 利用
第24条第1項	市長 使用者 許可 使用	指定管理者 利用者 承認 利用
第24条第2項	市長 使用条件 許可 使用者 許可	市長及び指定管理者 利用条件 承認 利用者 承認
第25条第2項及び第26条第1項	許可	
第26条第2項	使用が	利用が
第39条の見出し	許可	承認
第39条	第3条第1項及び第29条第1項並びに法第5	第37条の規定により読み替えて適用する第3

	条第1項及び第6条第1項の許可	条第1項の承認
<p>(利用料金)</p> <p>第38条 市長は、第36条第1項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者に有料施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、有料施設を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表第1に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>5 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>6 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第39条 省略</p> <p>第40条 省略</p> <p>第41条 省略</p> <p>第42条 省略</p> <p>(立入検査)</p> <p>第43条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、公園の占有物件若しくは公園施設その他必要と認める場所に立ち入り、当該占有物件等について検査させ、又は関係人に質問させることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(公園予定区域等についての準用)</p>	<p>第6章 雑則</p> <p>第36条 省略</p> <p>第37条 省略</p> <p>第38条 省略</p> <p>第39条 省略</p> <p>(立入検査)</p> <p>第40条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、公園の占有物件又は公園施設その他必要と認める場所に立ち入り、当該占有物件等を検査させ、又は関係人に質問させることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(公園予定区域等についての準用)</p>	

第44条 第3条から第18条まで、第20条から第28条まで及び第39条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

第45条 省略

附 則 省略

別表第1(第20条、第25条、第38条関係)

有料施設の種類等

種類	名称	位置	単位	料金
省略				

備考 本市の区域外に住所(法人にあってはその事務所の所在地)を有する者に係るテニスコートの使用料は、本表に掲げる使用料の額の2倍の額とする。

別表第2・別表第3 省略

第41条 第3条から第18条まで、第20条から第28条まで及び第36条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

第42条 省略

附 則 省略

別表第1(第20条、第25条関係)

有料施設の種類等

種類	名称	位置	使用単位	使用料
省略				

備考

1 本市の区域外に住所(法人にあってはその事務所の所在地)を有する者に係るテニスコートの使用料は、本表に掲げる使用料の額の2倍の額とする。

2 峰塚公園学習室は、歴史的資源及び緑豊かな立地を活かした学びの場として、次の各号に掲げる場合の使用とする。

- (1) 緑の保全又は緑化の推進についての教養の向上又は啓発に資する場合
- (2) 古墳、史跡その他歴史的資源についての教養の向上に資する場合

(3) 防災意識の高揚又は啓発に資する場合

(4) その他市長が特に必要と認めた場合

別表第2・別表第3 省略